

第5回野生動物対策検討委員会の会議概要

(職域総合部会個別委員会)

I 日時 平成22年4月19日(月) 13:30~18:00

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員】 委員長 鈴木正嗣 岐阜大学応用生物科学部教授
副委員長 山口剛士 鳥取大学農学部教授
小泉透 独立行政法人森林総合研究所野生動物研究領域長
東海林克彦 東洋大学国際地域学部教授
進藤順治 北里大学獣医学部教授
皆川康雄 野生動物救護獣医師協会副会長
森光由樹 兵庫県立大学森林動物研究センター専任講師

(欠席委員) 須藤明子 株式会社イーグレット・オフィス専務取締役
福井大祐 旭川市旭山動物園飼育展示係長

【環境省】 山本麻衣 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室室長補佐

【日本獣医師会】 大森伸男(専務理事・職域総合部会長)、ほか

IV 議事

- 1 第4回野生動物対策検討委員会の検討結果(説明・報告事項)
- 2 獣医療をめぐる最近の動き(説明・報告事項)
農林水産省獣医事審議会計画部会における検討(説明・報告事項)
「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」
- 3 次回の日本獣医師会理事会において「日本獣医師会・獣医師会活動指針」を定めることに関する件(説明・報告事項)
- 4 委員会報告取りまとめに向けた検討(協議・検討事項)

V 会議概要

- (1) 大森専務理事から、開会に当たり大要次の挨拶があった。
 - ア 前回の委員会での熱心なご議論に続き、委員会報告の取りまとめに向けた資料作成等のご尽力に感謝する。
 - イ 近年、生物多様性の保全等が注目される中、野生動物対策への社会的関心が高まっている。

- ウ 獣医学、医学、生態学等の関係する学問領域が連携して課題に対応して行こうという考え方である、「One Health」の概念や保全医学の考え方が広がりを見せる中、今年 10 月には名古屋市において生物多様性条約第 10 回締約国会議が開催されるなど、国内でも生態系の中の野生動物に係る取組みに対する機運が盛り上がりつつある。
- エ こうした社会情勢の中、獣医師会として改めて対応への考え方を検討し、取りまとめていただくことは大変意義深いものである。
- オ 本日は今期 2 回目の会議ということで、取りまとめの具体的内容を検討いただくとのことだが、委員各位におかれては、検討への協力と専門的知見からの様々なご指導を賜りたい。

(2) 委員及び出席者の紹介が行われた。

- ア 事務局から出席者の紹介が行われ、前回委員会で欠席であった小泉委員、東海林委員から自己紹介が行われた。
- イ 小泉委員から、「これからの野生動物研究（山林 第 1501 号（平成 221 年 6 月）別冊）」が紹介された。

(3) 環境省山本室長補佐から、大要以下の挨拶があった。

- ア 人事異動によりこの度鳥獣保護業務室室長補佐として任に当たることとなった。
- イ かつて対馬に駐在していた折に九獣連の関係者の方々に大変お世話になった。
- ウ まだ着任したばかりだが、できることは是非協力しながら進めてまいりたい。

1 第 4 回野生動物対策検討委員会の検討結果

事務局から、前回の会議概要が説明され、委員会の検討テーマ等の説明と委員会報告取りまとめ骨子案に対する意見交換の後、今回の委員会に向けて担当委員を決定し、報告書のとりまとめを進めることとされた旨説明された。

2 獣医療をめぐる最近の動き

農林水産省獣医事審議会における検討「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」

- (1) 事務局から、現在パブリックコメントに付されている獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針について資料に基づき説明された。
 - ア 平成 4 年に制定された獣医療法は、その第 1 条に示すとおり、飼育動物診療施設の開設及び管理に関し必要な事項並びに獣医療を提供する体制の整備のために必要な事項を定めること等により、適切な獣医療の確保を図ることを目的としている。
 - イ 同法第 10 条では、農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針を定めなければならないとされ、第 11 条では都道府県は、省令で定めるところにより、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めることができることとされている。
 - ウ このうち、法第 10 条に基づき農林水産大臣が定める基本方針については、現行のも

のは平成12年12月に策定され、その目標年度が平成22年度とされている。このため、平成23年度以降の10年間について新たな基本方針を獣医事審議会計画部会において検討し、取りまとめた案について現在パブリックコメントが募集されている。

エ 本案の内容には、いわゆる保全医学に係る内容も取り上げられており、以下のような表現として記載されている。

(ア)「人や物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入・発生のリスクの増大に対して、人、飼育動物、野生動物及びこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた学術研究や感染予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生の確立に向けた様々な取組が、国際機関を含む国際社会において協調して開始されており、これを支える獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任が急速に増大している。」

(イ)「新興・再興感染症対策や「One Health」の考え方に基づく国際的な取組などの新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発のため、民間企業、大学、研究機関、行政の獣医師の連携を促進する。」

3 次回の日本獣医師会理事会において「日本獣医師会・獣医師会活動指針」を定めることに関する件

(1) 大森専務理事から、資料に基づき大要以下が説明された。

ア これまで様々な場面で用いられてきたものに、日本獣医師会獣医師倫理綱領「獣医師の誓い—95年宣言」があるが、これは個々の獣医師の職業倫理意識を高めることを目的として1995年にまとめたものである。

イ 一方、公益法人である団体としての獣医師会の活動の理念を指針として改めて示すべきではないかとの議論があり、今回内容を検討し案として取りまとめた。

ウ 今回の検討の背景としては、①環境省所管の団体であった日本動物保護管理協会と本会が本年4月1日付けで合併し、動物福祉・愛護に係る事業を展開していくこととなったこと、②全国55の地方獣医師会とともに、獣医師会活動を通じての自然環境保全、野生動物対策を大きな柱として進めていきたいこと、③国際的な動向として One Health の考え方に基づいて関係領域の連携により生態系の保全を進めていこうとする機運が高まっていること等がある。

エ この内容は、5月に開催される次回理事会において日本獣医師会・獣医師会活動指針(案)として上程したいと考えている。今回、特に野生動物に係る内容が盛り込まれているということで、案の段階で先ず委員の皆様にお示しし、様々なご意見をいただきブラッシュアップしたいと考えている。よろしくご指導をお願いしたい。

(2) 委員により、大要以下の意見交換が行われた。

ア 1つ目の段落では地球上の全ての動物について係る内容が述べられており、2つ目の段落では家畜としての動物について述べられている。趣旨は分かるが、「動物」という語の定義が曖昧になってしまっているので記載の仕方を工夫するとよい。

イ 1つ目の段落にある、「ともになかよく生きる社会」は、「ともに健やかに生きる社会」としたほうが良い。

- ウ 「生物多様性の確保」は、法令等の用語に準じ「生物多様性の保全」としたほうが良い。
- エ 野生動物対策についても盛り込まれている点は素晴らしいが、野生動物対策に対する今後の獣医師の係り方として、単なる個体の救護にとどまらず、専門職として生息域での群管理や個体数コントロール等まで含めて総合的に係ることを目指すならば、3つ目の段落の、「野生動物の保護等」は、「野生動物の保護管理」とすべきである。
- オ 4つ目の段落は獣医師を主語としてその職域を述べているので、この中にも「野生動物の保護管理」を記載したほうがわかりやすい。
- カ 5つ目の段落の「生態系の確保」は「健全な生態系の確保」又は「生態系の健全性の確保」と言い換えてはいかかがか。
- キ 1つ目と5つ目の段落に用いられている「人と動物の共生」の語について、「共生」とすると生態学用語との混同が心配されるので、「共存」と書き換えるべきではないか。
- ク 野生動物を扱う領域では、一個体の生命よりも生物群の存続を重要ととらえる。一般に動物医療というと、とかく家庭動物診療のイメージが先行しがちだが、家庭動物は動物の生活環境や診療内容が人のそれに近づいており、動物の一般的な状態とはいえない。野生動物の分野では、個体の生命を救うことが何ら意味を持たないときもあることを理解すべきである。
- ケ 林野庁で「共生林」という使われ方をする例はあるが、野生動物に係る分野では、国においてもあえて注意深く「共存」を使っている。「共生」という言葉のもつ「ともになかよく生きる」というようなイメージから、ポジティブな言葉として安易に用いられる傾向があるが、野生動物対策の現場では、時として動物たちと対立し、個体の命を奪う場面もある。それらからも目をそらさずに自然環境全体における生物多様性の保全を目指すなら、「共存」の語を使うべきである。
- コ 用語の適切な使用は、生命倫理と環境倫理の問題に対する日本獣医師会のスタンスとも深くかかわってくる。日本獣医師会・獣医師倫理綱領「獣医師の誓い—95年宣言」では「共存」を用いている。一方で、あくまで「動物の生命の尊重」をうたっており、制定以来15年を経た今日、さらに一步踏み出した形でOne healthの考え方に基づいて環境倫理についての獣医師のかかわりについても含んでいるのが今回の活動指針である。これは大きなパラダイム転換であり、このことについてわかりやすく示すことも必要ではないか。
- ケ 「なかよく」というニュアンスは大切だが、野生動物と「節度ある」付き合い方をすることが大切。このことを含む表現になるよう記載すべきではないか。

(3) 大森専務理事から、「本活動指針案について、本日の検討に基づき細部の修正を行うので、委員各位におかれては引き続きご指導願いたい」旨が依頼された。

4 委員会報告取りまとめに向けた検討

- (1) 委員会報告の取りまとめに向けて各担当委員から提出された収載項目アウトライン資料に基づき、各担当委員による内容説明の後意見交換が行われた。出席者から出された意見は大要以下のとおり。

ア 緒言

- (ア) 生態系の中にある「いのち」についての記述の中で、プラス面ばかりではなくマイナス面も述べ、その中で獣医師会としての活動の方向性のようなものを示し、公益への寄与につなげる記述としてはいかがか。
- (イ) なぜ、「いま」獣医師が野生動物に係る仕事をすべきなのかということを丁寧に説明する必要がある。あらゆる分野、立場の人がそれぞれ専門性を生かしたポジショニングの下で連携・協力しあって進めるのが野生動物対策である。その中で獣医師の位置づけと役割を明確に示すことが大切である。
- (ウ) 生物多様性の保全と保全医学については、近年注目されてきた用語でもあるので、緒言の中で一定の解説を加えておく必要がある。
- (エ) 報告の中で扱う「野生動物」の定義について明確にしておくべきである。
- (オ) 緒言なので、あまり深入りせず全体を示す配慮が必要。希少種保護における獣医師によるモニタリングや個体数管理における適切な捕獲と殺処分のための獣医師の役割の重要性等も含めるべきである。
- (カ) 近年の野生動物対応の考え方になじみの薄いベテラン獣医師を納得させ、若い獣医師の仕事へのモチベーションを高めるように配慮すべきである。

イ 生物多様性保全に係る観点から

- (ア) 基本事項等の説明を行っている部分と考え方を述べる核心部分との区別を意識的に行い、説明部分をできるだけコンパクトにする一方、核心部分は丁寧に述べるように心がけて執筆願いたい。
- (イ) 域外保全と域内保全については、書き方に留意が必要である。例えばトキの例では、飼育されている個体としてのトキばかりに目が向いてしまい、飼育・繁殖を中心として予算化がなされている。本来はトキが自然に生息できる環境をどれだけ保全・整備するかが重要だが、一般の関心はトキそのものに向いてしまっている。一方、コウノトリの例では、兵庫県での事業として里山の整備等周辺環境の整備に取り組んでおり、自然再生のモデルとなっている。これらを囲み記事的に紹介するなど、読み手に配慮した工夫により関係者の努力に配慮しつつも誤解のないよう伝えていくこともこの報告書の役割ではないか。
- (ウ) 獣医師の果たす役割（果たすべき役割）を主眼に据えた報告という性格から考えると、域内保全、域外保全について、評価にまで踏み込んで仔細に記述することまでは必要ないのではないか。それぞれの立場を紹介し、その中で獣医師が果たす役割を記述することにとどめても差し支えないのではないか。
- (エ) 域外保全に係る記述の中では、動物園や水族館の活動にも配慮した記載が必要ではないか。
- (オ) 「イ 特定の種や個体の保護による対応の限界」における「安上がりでマスコミ受けする域内保全（救護や人工繁殖の実施）によって、域外保全を先送り」することが多く、「個体の保護や人工繁殖に異常な関心を持つ獣医師が、この悪しき習慣に加担している場面も多く見られる」とする部分は、表現こそ一歩引いた記載を心がけるべきであろうが、内容についてはぜひ伝えなければならないことである。執筆者

に期待する。

- (カ) 「死んではいけない獣医学」から「死ぬのも大切獣医学」へのパラダイム転換は今回の報告の柱でもあり、他の章も含め、一貫した丁寧な説明が必要である。
- (キ) 生物多様性の保全の大きなくくりの中で希少種対策を書くとまとめが難しい面があるので、場合によっては「希少種対策と獣医学」といった視点で域外保全における獣医学の関与を記載する工夫をしてみてもよいのではないか。

ウ 個体群管理に関わる観点から

- (ア) カワウの事例について、十分なデータが得られない可能性があるため、見直しが必要である。
- (イ) 共通感染症に係る記載の中で、獣医師以外の関係者に対する労働衛生の確保に対する獣医師の役割について触れる必要がある。ただし、個別の感染症等詳細については別項に譲ることとしておく。
- (ウ) 致死捕獲との関わりについて、平成19年にこの委員会が取りまとめた安楽殺処分に関する指針を引用しつつ解説してはどうか。
- (エ) フィールドでの作業の中で獣医学的技術を必要とする場面にスポットライトを当てるように記述するなど、わかりやすくする一方で教科書的説明の部分を必要最小限にして考え方を具体的に示すよう工夫してはどうか。

エ 野生動物に関する社会科学的状況の変化と課題

- (ア) 市民・一般社会に対する普及啓発に獣医師の果たす役割は大きい。どのような事例があり、何が課題で、対応に当たり一般市民に対してどう説明すべきかを含めて具体的に示し、関係者の参考となるよう記述すべきである。
- (イ) 農林水産業被害については、前項の「3 個体群管理に係る観点から」の項で詳しく述べることにしてはどうか。
- (ウ) 法令との関わりについては詳細に説明が必要である。感染症法や家伝法についても、プロ向けの解説としてどこかで触れる必要がある。
- (エ) 飼育者に一番近いところにいるのは開業獣医師であるということがポイントである。開業獣医師に理解されやすく取りまとめることが大切である。

オ 感染症に係る課題

- (ア) 国際的な動きについて、OIEの動きとも連携して記述できるとよい。
- (イ) 野生動物と感染症についての記載は、共通感染症に対する一般の獣医師の理解度を十分斟酌し、過不足なく記載する必要がある。
- (ウ) リスクに対する正しい知識を示すことには大きな価値がある。また、家伝法や感染症法のように、家畜や人に対する被害防止の観点からは一定の法令による定めがあるが、野生動物の感染症については特段法令による定めがない。このことがどのようなリスクを抱えているかについても示すべきである。
- (エ) 具体的な疾病等を一覧に示しつつ各論をちりばめ、社会的な課題についても記載する必要がある。

カ リハビリ（救護）に関する認識

- (ア) リハビリテーションについて、救護から発展させたものとしてとらえる一方で、放野するための生息環境の保全を訴求する内容とすべきである。
- (イ) リハビリが難しい個体の扱い、トリアージの問題等、これまでなかなか表立って言い出せなかった側面がある生命倫理との葛藤について、獣医師の立場から一つの指針を示すことも必要であり、それが行政等の現場からも求められているのではないか。
- (ウ) 救護したものの野生復帰が困難な個体に施設の収容力を占められたり、救護ボランティアが野生復帰困難な個体の終生飼養受け皿となっていること、また一部に野生動物の飼育をしてみたいという理由で安易に救護ボランティアになる例がみられることなど、現場での課題を示しつつ、「安楽殺処分は忌避すべきものではない」事を明確に示し、感情的に処分を躊躇する風潮に対し、安楽殺処分は必要であることを理解してもらうよう努めることが必要である。
- (エ) 救護個体の終生飼養が生物多様性の保全の考え方に矛盾し、動物福祉上も問題であることを説明する必要がある。野生動物の命は生態系の中にあつてこそのものである。
- (オ) 動物愛護団体の中からも、殺処分を避けるためにシェルター等でいたずらに終生飼養を続けることについて疑問の声が上がっていることなどから見ても、これまでの野生動物救護の在り方を見直し、選択的救護へと舵を切る時期に来ているのではないか。飼育動物に対する愛情と同じものを野生動物に向けることはできない。
- (カ) 救護個体が持ち込まれたときに、単に命を助けるのではなく、生息域の問題などに触れ、なぜそうなったのか、今後何をすべきか、を説明できる獣医師を増やすことが大切である。子供たちに対するバランスのとれた環境教育を担える人材の育成が必要である。全国の獣医師の説明のよりどころとなるような取りまとめが求められる。
- (キ) 絶滅危惧種とそうでない種でも本来扱いは異なる。「何でもかんでも救護」する時代からの脱却が必要である。
- (ク) 一般市民に対し、突然「群管理のための個体の殺処分を」と言ってもなかなか理解されないと思われる。段階を踏んで説明し、「これまで個体の命を救うことを考えてきた我々獣医師がどのような問題に直面し、どのように考え、今後の方向性としてどのようなものを見出したのか」を述べた上で、「こうしなければならない」という言い方ではなく、「こう考えるのも一つの方法ではないか」と提言する方法も取りまとめの手段としてありうるのではないか。
- (ケ) 安楽殺処分の問題、費用負担の問題、人員負担の問題、教育の問題等、関係する課題を整理しながら各論を進めていく必要がある。
- (コ) 選択的救護を示すに当たっては、救護個体によるモニタリング実施体制の

- 整備を何らかの形で提言しなければ社会の理解が得られない。市民に対して、「個体を持ち込んだことそのものに大きな意義がある」と言えることが大切。
- (サ) 持ち込まれた個体の殺処分を開業獣医師に任せることはできない。家畜保健衛生所や鳥獣保護センター等の公的な施設による処分の仕組みを作ることが必要である。
- (シ) 命を救う視点、個体数管理の視点、環境モニタリングの視点、生息環境を保全する視点、それぞれが重要であり、感情的にならずに理解されるよう努めることが必要である。
- (ス) 保護された個体を研究目的に使うことに対する市民の意識が地域によって違う。そこで、まずは獣医師が共通認識を持ち、市民に対して適切な説明ができるように橋渡しするのが今回のとりまとめである。
- (セ) モニタリングを研究ととらえると大げさなイメージがあるが、交通事故にあった動物が複数保護される中で、動物たちが事故にあいやすい地点が特定され、対策が施されるといった事例もある。鳥インフルエンザ対策でも、同一地点での大量死しか認識されていないが、実は近接地域でもっと多くの単独死亡事例があり、全体として深刻な事態になっていることもありうる。これらからも地道なモニタリングは不可欠と言える。
- (ソ) 国の施策の中で現在行われている動物救護や普及啓発活動について調査し、今後に向けての事業実施の方向性等についても言及できるとよい。
- (タ) リハビリについて記述するに当たり、法令上の位置づけ等についても検討することが必要である。
- (チ) 行政も獣医師会もすくみ合ってこれまで時が流れてきたことは否めない。落ち着いて分析し、方向性を確認し、必要な対策を提言することが必要。

VI まとめ

- 1 取りまとめの内容について、前半部分（「緒言」から「野生動物に係る社会科学的状況の変化と課題」まで）については今後各担当委員によりアウトラインを膨らませて本文の執筆を進めることとされた。
- 2 後半部分の、「感染症に係る課題」「リハビリ（救護）に関する認識」については、山口副委員長、皆川委員、森光委員、進藤委員により再度検討の上、具体的に内容を再整理することとされた。
- 3 次回委員会は6月上旬までを目途に開催し、前半部分の原稿の検討と後半部分の内容の検討を行うこととされた。
- 4 詳細については電子メール等で逐次意見交換を行うこととされた。
- 5 鈴木委員長から長時間にわたる検討への謝辞と今後の取りまとめに対する協力依頼が述べられ、会議を終了した。